

平成25年第3回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成25年6月26日(水曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 那珂川町職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について

(町長提出)

日程第4 議案第2号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について

(町長提出)

日程第5 議案第3号 小川小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結について

(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君
13番	石田彬良君	15番	鈴木和江君

欠席議員(1名)

14番 小川洋一君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教 育 長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	塚原富太君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	大金清君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進室長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	穴山喜一郎君	農業委員会事務局長	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	増子定徳	書 記	板橋了寿
書 記	加藤啓子	書 記	藤田善久

開会 午前 10時00分

開会の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が14番、小川洋一君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（鈴木和江君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木和江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、益子輝夫君及び3番、塚田秀知君を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木和江君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第3、議案第1号 那珂川町職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、平成25年第3回臨時議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国家公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を制定し、平成24年4月から平成26年3月までの2年間、7.8%の給与減額が実施されています。これは、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっているとのことにより、まずは国から実施するとして、国家公務員の給与そして国会議員の給与も減額したものであります。

地方公共団体においても同様の措置を講じられたい旨の閣議決定が本年1月24日になされたことにより、また、その趣旨から給与減額を前提とした地方交付税の減額措置が一方的に実施されました。

地方六団体、つまり全国知事会、市長会、町村会及び全国都道府県議会議長会、市議会議

長会、町村議会議長会の地方六団体において、地方自治の根幹にかかわる問題として、反対表明をしての共同声明が1月27日になされましたが、このことは議員の皆様もご承知のことと思います。

しかしながら、現下の最大の使命である「日本の再生」に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いをするものとして、地方公共団体においても同様の減額措置に着手されるよう、共同声明の翌日に総務大臣より異例の要請がなされました。

町においては、国に先んじて行財政改革を推進し、職員数、職員人件費とも25%削減を実施してまいりました。現在も第2次計画を推進している中での今回の国の異例の要請には不条理を感じるものでありますが、住民生活にさまざまな影響を及ぼしてはいけないとの考えから、本年7月から来年3月まで職員の給与削減を実施することとしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、町長が説明申し上げましたとおり、国の要請に基づく職員給料削減の時限的な臨時特例条例であります。

第1条は、趣旨を定めたものであり、本年7月から来年3月までの9カ月間を特例期間と規定しております。

第2条は、職員給与条例の特例を定めたものであり、第1項に規定しておりますとおり、一般行政職の職員の給料について、1級及び2級の職員については2.4%、3級以上の職員については4%減額するものであり、総額約2,382万円の減額を見込んでおります。

第2条の第2項から第4項は特例に伴う現行給与条例の読みかえ等であり、第3条から第6条までは他の条例との整合を図るための規定であります。

第7条は端数計算について、第8条は規則への委任について、規定したものであります。

附則は、施行日を定めたものであります。

なお、今回の件については広域行政事務組合にも影響が及ぶことから、那須烏山市とも協議をし、同様の考え方で実施することで調整をしております。

以上で、補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、阿久津武之君。

11番（阿久津武之君） 今回、この2,382万円減額したことによりまして、メリットといいますが、あと国の方針で減額した中で国のほうから交付金とか、そういう形の助成制度とどうか、それはあるのかなのか。

また、これを減額しない場合、逆にペナルティーみたいなものがあるかないか、ちょっとお伺いします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず第1点はメリットということではありますが、2,300万円以上の減額があります。この金額について、防災・減災あるいはその他の事業に振り向けられるものと思っております。

それから、国からの措置であります。今後、町が行う防災・減災に関する事業、これに対する交付金、これが見込まれるのではないかと思います。

さらに、ペナルティーというご質問であります。先ほどの総務大臣の談話があります。現在のところペナルティーを科すような作業は行っていないということであります。ただし、本年度の地方交付税、これについては既に減額措置となっております。職員の給与の減額を見越した減額となっております。

以上であります。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいま説明を受けたことで、1ページの第2条で職員の級と支給減額率ということが書かれています。2級以下が100分の2.4、3級以上が100分の4.0ということになっていますが、2級以下の職員というんですか、対象者になる職員は何人ぐらいいて、100分の2.4という金額ですが、少ない人でどのくらいなのか、多い人でどのくらいになるのか、あと同じように3級以上という対象の職員が何人いて、あと100分の4.0の減額ですが、多い人で幾らぐらいになって少ない人で幾らぐらいになるのか、個別に教えていただきたいというふうに思います。

あともう一つは、公務員給与の削減によって、国からの事業が3つほど余っていると思う

んですが、1つは全国防災事業費の地方負担分が973億円、2つ目として緊急防災・減災事業費、これは地方単独事業なんですが、これが4,550億円ということで組まれているんですが、これに対して、町がその予算、国庫補助ですか、予算を当てにした事業は計画があるのかなんかを教えていただきたい。

以上の2点をお願いします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、私のほうから第1点の質問にお答えいたします。

まず、行政職1級から2級までの職員であります44名であります。総額で177万円程度、1人平均にしますと4万円程度になります。本年入りました高卒の職員であります3万円程度、大卒であります3万5,000円程度であります。

また、3級から6級の職員につきましては166人、2,131万円を見込んでおります。8万円前後から最高で15万円前後の減額となります。このほかに、行政職2表を適用する職員がおります。11名であります。これらについても、1人平均10万8,000円程度の減額となります。

事業につきましては、企画財政課長のほうからお願いいたします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） ただいま益子議員からご質問ありましたように、地方公務員の給与の削減額というのがございます。8,504億円ということでございます、国全体ですね。その中で全国防災事業費973億円、今ご質問のとおり、それから、緊急防災・減災事業費が4,550億円ということでございます。そのほかに地域の元気づくり事業費ということで3,000億円あります。それを含めると、先ほど8,504億円という減額措置がございますが、全体としては8,523億円ということで、減額措置よりも多い額の対応がこれから行われるということでございます。

この財政措置等につきましては、当然有効に活用させていただきたいと思っております。その中には、地域元気づくり事業の中で、算定に当たっては、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映したいということをおっしゃっておりますので、それに基づいて、多分交付税で交付されるということになりますので、そのお金は有効に活用させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいま説明を受けたんですが、その3つの事業、基金があるわけなので資金があるわけなんです、国の。それに基づいての新たな事業というか、計画的な事業は、町として今の段階では何も考えていないということなんでしょうか。確認したいと思います。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 交付税の措置でございますので、いろいろなものに入っていきます。今までやってきたもののいろいろな事業に入っていきますので、何も考えていないということじゃなくて、それを有効に振り分けして財源措置をしていきたいということでございます。それ一つに限定するということではございません。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私が調べた範囲では、公務員の給与削減の額によって地方交付税も決まるということは、総務省の通達でもあると思うんですが、その辺で、いかに地方公務員の給与を削減するか、それとやっぱり一番最高のとき給料がよかったとき、その何年間でどのくらい下げたかという実績に基づいて地方交付税に加算されるというようなことを言われています。そういう点では、やっぱり非常にあめとむちじゃないかなという感じがするんですが、その辺に対して、町長、何か考えがありましたら伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 私としては、ご承知のように、行政改革もなし遂げ、職員の人件費の削減もしております。そういうことで、実際アベノミクス、景気浮揚策をとっている中において、私としても本心は下げてほしくなかったのでありますが、県を初め、各市町村もやはりこの財源は大震災の復興に充てるということでもあり、協力をしなくちゃならないのかなと、そう思っております。

地方公務員の給与は、どっちかという、当町においてはそんなに高くはないと思うんですが、全国を見ると国家公務員よりも8割の市町村が高いんだそうですね。そういうこともあり、やはりいろいろな、国の方針でもありますし、協力してやらなければならないのかなと、そう思っております、このような町としての方針を出した次第であります。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

益子輝夫君。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

2番（益子輝夫君） それでは、私は地方公務員の給与の削減について、反対の立場から討論をさせていただきます。

地方公務員の給与の削減、自治体の根本に抵触する不当な削減であると思います。問題は、民主党野田内閣時代に国家公務員給与の平均7.8%削減の実施とあわせて、地方公務員の給与削減についても検討されていた問題です。

自民党も総選挙の公約で、公務員総人件費を国・地方合わせて2兆円削減することを掲げ、13年度予算から即刻手をつけて、地方が削減を前提とした地方財政計画を閣議決定しました。その内容は、13年度に限り7月から9カ月間、国と同様の平均7.8%の削減をする、地方に要望するというもの、国家公務員の7.8%の削減分を反映させたラスパイレス指数を新たに示し、各自治体にそれを超える部分の削減を求めているわけです。削減額は総額で8,504億円、うち一般財源は7,854億円、都道府県は5,105億円、市町村は2,749億円です。残りの650億円は、教職員給与の3分の1に当たる義務教育費国庫負担金で、地方交付税の削減を前提にされたことによって、多くの自治体で給与条例の改定が提案され、今回の地方財政計画での地方公務員給与削減の措置に対し、地方六団体が、先ほど町長も申されましたが、自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は自治体の根本に接触する。もう一つは、地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用することは許されないと、六団体が抗議しています。

各自治体が給与削減を実施するかどうかについては、総務省は4月5日に全ての自治体を対象とした調査の結果を発表し、マスコミに「自治体の9割、給与削減検討」などと報じさせ、国民の注意を引くことで自治体に間接的に圧力を加えようとしています。そもそも政府自身がデフレからの脱却を旗印に掲げ、財界に労働者の報酬引き上げを要請しているときに、巨額の人件費削減を地方に強要することなど矛盾のきわみです。公務員給与削減による経済のマイナス効果は、それだけでも1兆2,000億円とも言われ、地方経済への打撃と同時に民間の賃金値下げに連動します。

給与削減に対する地方からの批判に対する形で国が持ち出してきたのが給与削減額に見合った事業費の計上で、国が給与削減減額8,504億円に見合う事業費として、1つ目として全国防災事業費を地方負担分 直轄補助事業ですね、973億円、2つ目として緊急防災・減

災害事業費 地方単独事業です、4,550億円、3つ目として地方の元気づくり事業3,000億円、総額で8,523億円です。しかし、ここにごまかしと言うべき問題が隠されています。それは、1つ目の全国防災事業費の地方負担分、2つ目、緊急防災・減災事業も、12年度の事業を引き継いだものです。

12年度は東日本大震災分を会計の緊急防災・減災事業、13年度は全国防災事業と名称を変更しました。地方債と国庫支出金などに合わせて6,329億円が計上されました。ところが、いわゆる全国防災対策事業費の流用問題が起き、予算が大きな批判にさらされたので、そこで国は13年度、会計の名称を全国防災事業費に変更するとともに、予算は学校耐震化予算などに限定された直轄補助事業に絞り込み、2,030億円としました。この地方負担に当たるのが、1つ目の 全国防災事業費の地方負担分です。減らされた約4,300億円とほぼ同額が、流用を招かないよう通常収支分に計上されています。これが の緊急防災・減災事業というわけで、現に の緊急防災・減災事業の主なものは、防災拠点施設整備、避難路、津波避難タワー、防災行政無線のデジタル化など、12年度と同じ事業を多く含んでおります。地方債の充当率が100%であることや、元利償還金の交付税措置が70%であることで同じである。各自治体が全面から取り組みを進め始めた防災・減災事業を打ち切るべきでないことは言うまでもありません。当然のことです。

防災は、 全国防災事業の地方負担、 の緊急防災・減災事業費について、仮に地方公務員給与削減に批判が起きなかったら計上しなかったとも言うのでしょうか。給与削減に見合った事業費を計上したなどという説明は、地方からの批判を避けるためと言わざるを得ません。

安倍自民党政権が、ここまでして地方公務員給与の削減を今回の予算に計上したのはなぜか。それは生活保護費削減とあわせて、この2つを全体の削減の制度改悪の突破口として、人員の削減、給与・賞与の削減をしてきた、公務員のスト権を剥奪した、人事院勧告でさえ不当なのに、今回はこの人事院勧告の制度さえ無視したやり方です。交付税削減を押しつけるやり方には断固反対をします。

以上で反対討論を終わります。

議長（鈴木和江君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 今回の給与削減の特例措置は国から地方への関与ということで、あってはならないことという前提は私としても理解しています。地方六団体が出した声明文もそ

のとおりであると理解しておりますが、既に本年度の地方交付税が、その人件費分減額になっている、そのことによって、地域の、この那珂川町の住民生活にさまざまな影響を及ぼしてはならないという町執行部、町長の考えのもとに、この条例を提出してきています。その意思を尊重するために賛成したいと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町職員の給料の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第1号 那珂川町職員の給料の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木和江君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第4、議案第2号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 平成25年度一般会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、馬頭総合福祉センター及び新宿平工業団地内の設備機器の老朽化によ

る故障に伴い、改修工事費に係る経費1,310万円を計上するものであります。これに要する財源は繰越金を充てることとしました。

これにより、補正額は歳入歳出それぞれ1,310万円の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は83億2,910万円となりました。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

補正予算書の8ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明をいたします。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額でございますが1,310万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

3款民生費、1項4目総合福祉センター費の補正額は630万円の増で、馬頭総合福祉センターの空調設備の故障に伴い、総合管理システム改修の工事請負費に係るものであります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は680万円の増で、新宿平工業団地内における工業用水ポンプの故障に伴い、用水ポンプの取りかえ改修の工事請負費に係るものであります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 9ページの総合福祉センターの空調施設の故障でございますが、これ、いつわかったのか、どのような内容なのかをお伺いしたいと思います。当然これは試運転か何かをなさったときに故障が判明したのかなというような感じもするんですけども、その点についてお伺いします。

もう一つは、工業団地のポンプ、これ、今から補正を待って対応するというようなことで十分なのかどうか、それほど緊急性がないのかという点が少し気になっておりますので、その2点についてお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 私のほうから、1点目の福祉センターの監視装置の故障内容についてご説明申し上げます。

6月8日に故障が発生いたしまして、この監視装置につきましては、ボイラー、それから冷暖房装置、さらには各種のポンプ、それから給排水のファンの入り・切り、さらには受水槽、オイルタンク、それから貯湯 お湯のタンク、消火槽、それから受変電設備と、こういうふうなものを集中的に監視、それからスイッチの入り・切りをするものでございます。この装置が故障いたしまして、現在につきましては、各装置のスイッチによりまして手動で入り・切りしている状況でございます。

この装置につきましては、平成7年に馬頭総合福祉センターがオープンしておりまして、既に18年が経過しているということで、通常ですと保守管理ということで、常々、点検しているわけではございますが、今回突然の故障ということで、残念ながらその装置に対応する部品が既にないというような状況でございますので、装置を入れかえるというような形の補正計上でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 株式会社北研から、6月6日に水が出ないという報告がございまして、その後、私どもで専門家と調査したところ、取水ポンプの故障ということがわかりましたものですから緊急に対応したいということで今回の補正に組み込ませていただきました。

事前に、3月にかなり水の出が悪いということで調査はしておりました。その結果、どのようなことでその水が、給水量が1日当たり23トンしか出ないということでございましたので、当初は50トンの供給ということを考えておりましたが、その半分になったという経過が、やはり老朽化に伴うものだと認識しております。

井戸の設置が平成8年でございますから、17年の経過ということで耐用年数が過ぎているということで故障したということで認識しております。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 6月8日に故障がわかったということですがけれども、福祉センターの

ボイラー施設の故障というのは、その前からあったのではないのでしょうか。私が聞いているときに、暖房とかそういうところで、何かボイラーの故障は前からあったように記憶しているんですけども、6月8日に全部いっぺんにだめになったということによろしいのでしょうか。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 議員のおっしゃるそれぞれの個別の故障につきましては、過去、その都度対応ということで、これにつきましては、ボイラーその他の機械のほうの故障につきましては、その都度、あったものに関してはそれぞれ対応していると。今回につきましては、それを集中制御している制御盤のほうの故障でありまして、これにつきましては、先ほど申しあげましたような部分を一括制御しておりますので、それぞれの制御不能というような状況で、先ほど申しあげましたように個別の装置を手動で現在動かしているというような状況で対応しているというような状況でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） あと工業団地の件なんですけれども、当然北研さんというとキノコ栽培をやっているところですよ。もしそうであれば、当然水が大量に必要なわけですよ。6月8日というと、当然本会議中でもありますけれども、緊急にそういうところで持ってきて早急に直してやるというようなこともあってもよかったですのではないかなというふうに思います。今の現段階はとまっているわけですよ、故障で。まだ水は少し出ているのでしょうか。その点、ちょっと最後にお伺いしておきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 現在、水は一つも出ておりません。ですから、電気系統も、今、切りの状態でございます。会社とは保険の話し合いの中では、その補償問題も絡んでおりますけれども、うちのほうでも急いで故障の対応をしたいということで、その辺は、今後、会社との協議の中で取り決めになるかなと思っております。

〔「現在、何で対応している」と言う人あり〕

商工観光課長（大金 清君） 失礼しました。現在の水につきましては、町水が入っているものですから、町水で対応しているということでございます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第5、議案第3号 小川小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 小川小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札とし、10業者が参加し、6月13日に開札、6月14日に落札決定いたしました。その結果、大田原市の株式会社青木建設が1億8,527万2,500円で落札いたしました。

当該工事は、老朽化した教育施設の環境整備を目的に、校舎の大規模改修を行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 補足説明を申し上げます。

参考資料の裏面をごらんください。

本工事は、老朽化している校舎を全面的に改修し、リニューアルを図るものです。

工事内容につきましては、屋上等の防水工事や内装及び外壁等を改修する建築工事、照明器具増設等の電気設備工事、トイレの衛生器具の改修や消火設備、受水棟を改修する機械設備工事などの大規模改修工事と仮設校舎工事になります。

工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成の日は平成26年1月31日といたします。

なお、当工事の予定価格は2億1,957万円で、落札率は80.36%でした。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいまの説明なんですが、いつも感じることなのですが、当日、口頭でというと、我々いただいた資料では細かい部分を知ることができないんですね。やっぱり口頭じゃなくて印刷物を提出していただきたいということを議長に要望したいと思います。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

川上要一君。

10番（川上要一君） 小川小学校の校舎大規模改修工事の入札経過について、ちょっとお伺いしたいと思います。

入札には、10社が入札に参加されまして、そのうちの7社が最低制限価格以下ということで、オミットというか、失格になったということなんですが、予定価格は2億1,900万円で落札が80.36%で落札されたとなっておりますが、最低制限価格の設定については、これは問題なかったんでしょうか。失格になったいろいろな企業を見てもみると、相当この地域では公共施設、学校等も手がけていて、各年度において、それぞれ知事賞やすばらしい工事を行っている会社等、見受けられます。その会社等が、こうやってできるよということで入札

されております。落札された会社と最低入札を入れた会社では1,700万以上があるんですが、最低制限価格の設定についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 最低価格の設定であります。この最低制限価格の設定につきましては、ご承知のとおり、ダンピング受注によって、公正な取引秩序の阻害とか、品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、あるいは労働条件の悪化や安全対策の不徹底を未然に防ぐことを目的にして設けております。国からもこのような要請があります。

今回の工事については、工期や仮設校舎などの条件や、国・県・他市町の状況を考慮し、最低制限価格の設定趣旨に基づき設定したものでありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 川上要一君。

10番（川上要一君） 町長のご説明で少々わかったんですが、東北の被災地では、復旧工事のいろいろな工事がありますが、入札不調ということで、部材の高騰やら人件費の高騰で、この工事金額じゃできないよということで、入札がされないというふうな大きな問題になっておりますが、それらも踏まえて、この最低価格というのは国から上げてきたのかどうか、それらについては私どもが判断はできませんが、もちろん企業だけでは工事がなされないのが現状でありますから、工事に当たっては、地域の2次業者、子、孫というふうな工事関係者が入りますので、十分に企業にも指導をされまして、子・孫会社にも十分な配慮がされるように指導していただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今回の小川小の大規模改修工事は2種類の工事が入っていると思うんですが、改修と、あと仮設校舎の建築工事ということで、仮設校舎というのはプレハブになってくる、当然この仕様書の中にも書いてありますけれども、プレハブの場合ですと建設工事というより賃貸借契約、そちらでいったほうがよいのではないかなと。

それで、ちょっと私、調べてみましたら、改修工事と別に、賃貸契約で仮校舎の契約を結んでいるところがある。それがなぜ那珂川町では一体となっているのかをお伺いするのが1点。

もう一つが、今、学校教育課長が落札率80.36というふうに言いましたけれども、私は予定価格に80%を掛けてみた場合、青木建設が80.36という数字が出てくるんですけども、その下の欄を見ていくと、今度は佐藤建設が80.01%、その次が桜岡建設で80.1幾つというパーセントになってくるわけですね。そうすると、この80.36、コンマの世界のあれなんですけれども、この最低制限価格、先ほど川上議員がお伺いしたんですけども、パーセントで設定すれば、当然佐藤建設は通過したんじゃないかなというような感じがするんですけども、その点、金額で決めたのかどうなのか、その点についてお伺いしたいなと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 建設工事の契約方法なんです、大規模改修と仮設校舎工事ということで二通りあります。県のほうにも確認をいたしました。発注については、1本でもどちらでもいいという回答でした。いろいろ調べたんですが、仮設工事を大規模改修のほうに含めると起債の対象になるということで、幾分でも町の有利になるということを考えてまして1本で発注した経過でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 今回の最低制限価格の設定につきましては、最低制限価格の設定には積算方法が国のモデルとしてきております。ただ、当町におきましては、国のモデルにプラス、地域性を勘案して計算式で作成をしたものでございます。

ちなみに、参考までに言いますと、直接工事費の95%、さらにそれに92%を掛けた数字、それから共通仮設については90%、現場管理費については60%、一般管理費にしては30%というその算式に基づいた数値ということで、小数点第3位を切り捨てた数字ということで今回端数が出ている。毎回そうなんですけれども、小数点第2位までの数字で作成をしたということでございます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 小数点以下までのパーセントでやっとなら、そういうことよろしいんですね。通常は、大体見ますと制限範囲というのはございますよね。65%から85%以内で設定しなさいというようなそのパーセンテージ、当然低価格入札制度でいけばそういうふうな理論というのでも成り立ってくるのかなという感じはするんですけども、やはり何かこう、

余りにもコンマの世界でシビアに行き過ぎているなというような感じがしましたものですから、お伺いしたまででございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑は。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 9番、福島でございます。

先ほど川上議員から質問があったと思いますが、どういうわけでこのような結果になってしまったか、7社がくぐってしまった。これは、先ほど町長のご説明の中で、国の方針によって、ダンピング防止あるいは品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、このようなことが挙げられております。それは妥当なことだと思います。

ただ、そこで品質の低下等は、当然検査もやっておろうかと思えます。それで、過去にこのようなことで、安い入札価格で品質の低下、これを発見した事実があるかということをお伺いしたときは、「なかった」、そういうお答えでございました。

それで、落札業者と次の最低制限価格を下回ってしまった一番高い業者、これ45万円なんです。約2億円の中の45万円、これが何を意味するか。当然制限価格を下回ったから、一円でも下回ればアウト、これはわかります。それで、多分今回の入札から最低制限価格、これを過去よりも若干上げたんじゃないか、そのように思いますが、そのような場合は、例えばわずかでも下回ったらアウトですが、それを一般競争入札でやったと言いますが、そこに低価格の調査制度とか、そういうものをつけられなかったか。

それと、ダンピング防止、下請への影響、これを避けるためにやったんだとしたら、それが確実に履行されるかどうか、これを請け負う業者と下請業者との契約書の提出とか、何か確認する方法、これがないのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 福島議員のご質問のとおり、今回ダンピング防止、品質の低下等ということで最低制限価格というのを設けているわけですが、当然今までの工事の中で低価格での工事もございました。ただ、工事そのものにつきましては、検査等十分に合格をしていたということでございますけれども、当然下請あるいは労働者への賃金等については、なかなか町で把握できないのが現状でございます。ただ、今後その辺のチェック体制というのは整えていかなければならないのかなと思っております。

また、なぜ今回最低制限価格を下回った業者が多かったかというのは、当町では予定価格

も最低制限価格の算式も非公開でございます。競争の原理ということで非公開にしております。他町におきましては、これらについては、額はいずれにしましても最低制限価格の算出の積算内容、あるいは市町村によっては予定価格まで事前公表しているという状況がございまして、本町とはちょっと別な形になっているというのが現状でございます。

したがって、下回ったというのは、うちのは非公開であったということが大きな原因があるのかなと思っております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 当町が非公開だったから下回った業者が多かった。ただ、社会の原則として、物を買うときあるいは物を発注するとき、一円でも安いほうがいいわけです。それでは、本来でしたら、一番安い業者に落ちるのが当たり前だと思いますが、先ほど町長、副町長からお話がありましたように、ダンピングあるいは下請泣かせ、労働条件の悪化とか、そういうことを防ぐために最低制限価格を設けてやっている。ですから、私が提案した下請業者との契約内容、この提出とかこれの答弁が若干曖昧だったと思うんですけども。

それともう1点、低価格の調査制度、これは若干安いときに、何で安いかこれを聞き取りして、それで妥当な理由であればそちらを落札業者にする、そういう制度だと思うんですが、そういうのをこれから使う気はあるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） ご質問の低価格調査制度につきましては、現段階では当町では採用しておりません。今後どのような方向で進めていくか検討をしてみたいと思いますが、低価格調査制度には、そのように技術を持っている職員の配置とか必要になってまいります。その辺も加味しながら、今後検討をしてみたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 今、副町長がおっしゃいましたように、そういう技術を持った職員がいないとか、私考えても非常に難しい問題だと思います。ある一定の線を引いたのに、それより一円でも安ければアウト、これは世の中の常識ですけども、それを救済するために調査制度があって、例えば地元の業者でしたら現場までの距離が近い、それだけでも有利な条件になるかと思えます。そういうのを勘案して前向きに検討していただきたい、これを要望して終わります。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 小川小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で今期臨時会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成25年第3回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時59分